

補助者登録に関する注意

北海道行政書士会 総務部 江谷 清和

日頃、北海道行政書士会の事業執行にご理解を頂き御礼を申し上げます。

さて、昨今、各支部並びに会員からの問合せのなかに「補助者」に係る案件が散見されます。

つきましては、該当規則を参考にして頂き、適正な補助者設置にご配慮願いますことお願い申し上げます。(参考資料として、北海道行政書士会施行規則 補助者関係抜粋資料を添付)

記

【採用にあたり】

- 1) 補助者の採用にあたって、他の行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇されて3年以内の者の、補助者登録はできません。
- 2) 臨時に使用する者は、補助者登録はできません。
- 3) 満18歳に達していない者は、補助者登録はできません。
- 4) 補助者登録は3年をもって更新しなくてはならない。
- 5) 補助者登録の採用・変更は15日以内に所定の手続きを行うこと。
- 6) 他の士業資格者であっても補助者として登録ができます。

【会員の責務】

- 1) 会員の指揮命令監督下において、業務に関する事務を行わせることが出来ます。
- 2) 補助者に対して研修会に参加させる等、補助者の資質向上に努めること。
- 3) 補助者の勤務形態は労働関係法に抵触しないよう整備に努めること。
- 4) 会員同様、業務上知り得た秘密を守ることを教示しなくてはならない。

（補助者の設置）

第18条 会員は、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。

（不適格事由）

第19条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 満18歳に達していない者
- 二 法第2条の2 第二号から第八号までのいずれかに該当する者
- 三 行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 四 行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者
- 五 臨時に使用する者

（会員の責務）

第20条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。

- 2 会員は、補助者を第31条の1に定める研修会に参加させる等、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。
- 3 会員が、法第14条又は14条の2の規定により業務の停止処層分又は業務の禁止処層分を受けたときは、補助者にも業務に関する事務を行わせてはならない。ただし、法第14条の2第1項第二号又は第2項第二号により、業務の一部停止処分がなされた場合は、当該処分対象とならない業務については、この限りではない。
- 4 補助者の勤務形態について、会員は、労働関係の法令に抵触しないよう自らの責任において整備しなければならない。
- 5 会員は、補助者に対し法第12条の例により秘密を守るよう教示しなければならない。

第21条 省 略

第22条 会員は、補助者を採用したときは、15 日以内に別記様式第2号による採用届二部に次の書類を添付し、所属する支部を経由して本会へ提出しなければならない。

- 一 補助者となる者の履歴書(写真貼付のもの)
 - 二 会員の誓約書(補助者となる者が不適格事由に該当しない旨の誓約を含む。)
 - 三 補助者となる者の法第19条の3 に定める「秘密を守る義務」に違背しない旨の誓約書
 - 四 補助者となる者の住所を証する書面(住民票写し)
 - 五 写真(3 cm × 2.5 cm) (二枚)
- 2 本会は、会員から前項の届出書の提出があったときは、これを受理する。ただし、補助者となる者が第19条に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められる場合においては、当該会員に弁明の機会を付与し、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、この限りではない。
 - 3 会員に法第6条の4 に規定する変更登録申請を要する事由が生じているのに当該変更登録を経ないで前項の届出書を提出した場合、本会はこれを受理することができない。
 - 4 会員は、補助者を置いたときは補助者名簿を備えこれに住所氏名を記載し、補助者に提出させた次に掲げる書類と共に保存しておかなければならない。
 - 一 履歴書(写真貼付)
 - 二 住所を証する書面